



水源環境保全・再生施策の継続に係る要望

神奈川県では、将来にわたり良質な水を安定的に確保することを目的に、「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」を策定し、水源環境保全税を財源として水源環境の保全・再生に取り組んでいるところですが、計画期間が令和8年度に終了となります。

市町村と連携した水源環境保全・再生施策は、神奈川県民のいのちの源として、すべての県民の暮らしを支える良質な水資源を保全していくために重要であり、これまで築いてきた豊かな森林や水資源を次世代への財産として確実に引き継いでいくために、また、森林の持つ二酸化炭素の吸収・固定等の公益的機能を維持・促進するためにも、令和9年度以降も水源環境保全・再生施策の継続的な取り組みが必要です。

令和6年3月の水源環境保全・再生かながわ県民会議意見書においては、これまでの取り組みをネイチャーポジティブ（自然再興）の理念に基づく「自然を活用した社会課題の解決」に取り組んだ極めて先進的な試みとして評価し、施策の成果を無に帰すことなく将来にわたり維持していくことが重要であり、大綱期間終了までの3年間において県民や市町村などの意見も聞きながら、必要と判断した施策については、大綱期間終了後も継続的に取り組んでいく必要があるとされています。

大綱期間20年を「県民の良質な水の安定的な確保」を目的とした第1ステージ、大綱期間終了後は第2ステージとして捉え、これまでの成果と環境や社会の変化を踏まえた長期的な展望を持って施策を展開していく必要があります。

そこで、次の事項について要望します。

- 1 計画期間終了前に事業の効果をデータに基づき客観的に検証し、水源環境保全税の必要性について県民に十分かつ丁寧な説明を行うこと。また、継続すべき施策や新たな課題に対応すべき施策を整理すること。
- 2 必要と判断された施策については、令和9年度以降も水源環境保全税の継続や県の一般財源等により財源の確保に努め、水源地域が抱える課題に対して、解決に向けた積極的な支援を行うこと。

令和6年8月22日

神奈川県知事

黒岩祐治様

神奈川県市長会 会長

鎌倉市長 松尾 崇



神奈川県町村会 会長

山北町長 湯川 裕司

